

庄内広域水道企業団企業管理規程第2号

庄内広域水道企業団水道技術管理者の職務に関する規程を次のように定める。

令和8年3月16日

庄内広域水道企業団
企業長 佐藤 聡

庄内広域水道企業団水道技術管理者の職務に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第19条に規定する水道技術管理者（以下「技術管理者」という。）の職務の内容等に関し必要な事項を定めるものとする。

(技術管理者の設置)

第2条 技術管理者は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第7条に規定する資格を有する者のうちから企業長が選任する。

(職務)

第3条 技術管理者は、次に掲げる事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

- (1) 水道施設が法第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査（法第22条の2第2項に規定する点検を含む。）に関すること。
- (2) 法第13条第1項の規定による水質検査及び施設検査に関すること。
- (3) 給水装置の構造及び材質が法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合しているかどうかの検査に関すること。
- (4) 法第20条第1項の規定による水質検査に関すること。
- (5) 法第21条第1項の規定による健康診断に関すること。
- (6) 法第22条の規定による衛生上の措置に関すること。
- (7) 法第22条の3第1項の台帳の作成に関すること。
- (8) 法第23条第1項の規定による給水の緊急停止に関すること。
- (9) 法第37条前段の規定による給水の停止に関すること。

2 技術管理者は、前項第8号及び第9号の規定による措置を講ずるときは、事前に企業長に報告しなければならない。

(水道技術管理補助者)

第4条 技術管理者の事務を補助させるため、水道技術管理補助者（以下「補助者」という。）を置く。

- 2 補助者は、鶴岡事務所及び酒田事務所に置く（技術管理者である者は除く。）。
- 3 補助者は、技術管理者の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 補助者は、事務を行う場合において、重要かつ異例な事項に属すると認められるものがあるときは、技術管理者に報告しなければならない。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、庄内広域水道企業団職員（以下「職員」という。）の身分を証明するための企業団職員証（以下「証票」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(証票の様式)

第2条 証票の様式及び記載事項は、企業団職員証（別記様式）のとおりとする。

2 証票の印刷は、淡青色とする。

(証票の携帯)

第3条 職員は、その庁外において職務を行うときは、証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(証票の取扱い)

第4条 証票は、その取扱いを慎重にし、他人に貸与してはならない。

(再交付)

第5条 職員は、証票の記載事項に変更が生じたとき又は証票を損傷し、若しくは紛失したときは、その旨を延滞なく企業長に届け出て、再交付を受けなければならない。

(証票の返納)

第6条 証票は、休職、停職、免職、退職、転職等をしたときは、速やかにこれを返納しなければならない。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。